

2021年10月4日

第一種特定原産地証明書発給申請者各位

日本商工会議所 福岡事務所

### 第一種特定原産地証明書発給システムの不具合について（確認依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より日本商工会議所福岡事務所の第一種特定原産地証明書をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2021年9月27日朝9時より、第一種特定原産地証明書発給システムが不安定な状況が発生し、福岡事務所も9月27日～9月29日まで発給業務を中止しておりました。この度はご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。9月30日より福岡事務所での発給業務は再開しております。

システムの不具合は9月30日以降も続いており、証明書が正しく印字されない事象が一部で発生しております。当所でも確認させて頂いておりますが、念のため発給申請者の皆様方にも証明書の内容をご確認いただきますようお願い致します。確認事項につきましては別添をご参考ください。万が一、証明書の内容に不備・不足などございましたらご連絡ください。

お忙しいところお手数をおかけし大変恐縮ではございますが、何卒よろしく願い申し上げます。

敬具

#### 【問い合わせ先】

日本商工会議所 国際部

TEL : 03-3283-7850(9:30-17:00)

MAIL : [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)

日本商工会議所 福岡事務所(福岡商工会議所)

TEL : 092-441-1230(9:00-17:00)

MAIL : [shoumei@fukunet.or.jp](mailto:shoumei@fukunet.or.jp)

### 【不具合の内容について】

※以下は10月4日現在システム修正対応済のものですが、念のためお手元の証明書が該当しないかご確認をお願いいたします。

・船積み日が正しく印字されない。

→船積み日より後に承認：船積み日が印字されている必要があります。

船積み日より前に承認：発給申請時、「証明書に記載する」のチェックを入れていれば印字されている必要があります。チェックを入れていなければ印字は不要です。

※日タイ協定、日アセアン協定の船積み前に承認されたものについては、チェックの有無にかかわらず印字されません。

・遡及文言（Issued Retroactively）や遡及のチェック（Issued Retroactively）が正しく印字されない。

→船積み日より後に承認された証明書に記載されている必要があります。

・Number and kind of package が印字されない。

→発給申請時の「Number and kind of package(包装数量・形態)」欄に入力した内容が印字されている必要があります

・日メキシコ協定の4.Transport details の積込地に「From:」が印字されない。

→発給申請時の「仕向け地」の欄を入力し、「証明書に記載する」のチェックを入れていれば印字されている必要があります。

・再発給（亡失・滅失）の場合に、元証明書では削除していた産品が記載される。

→証明書へ印字される産品数が再発給申請時に入力した産品数と同じである必要があります。

・（窓口受け取りの場合）領収書／手数料内訳書の宛先に、別の企業名が印字される。

→領収書／手数料内訳書の宛名が、発給申請時に入力した宛名領収書／手数料内訳書の宛名と同じである必要があります。

上記のほかの不備などございましたらご連絡ください。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。